

# 令和7年度 問題行動、いじめ及び不登校の実態について

指導課

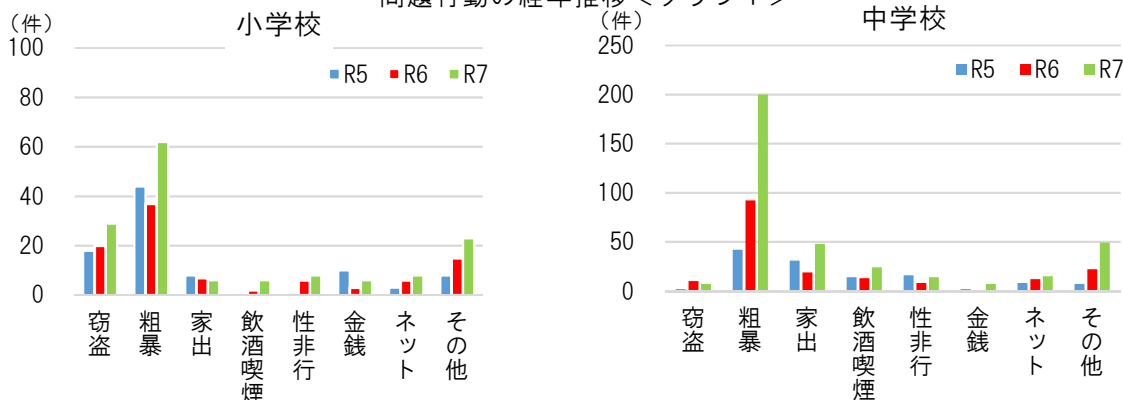
## 1 問題行動

問題行動の経年推移<表1>

項目 校種	窃盗		粗暴		家出等		飲酒喫煙		性非行		金銭		携帯の誹謗等 ネットのトラブル		その他		小計		合計 (件)
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	
R5	18	2	44	42	8	31	0	14	1	16	10	2	3	8	8	7	92	122	214
R6	20	10	42	95	7	19	2	13	6	8	3	0	6	12	15	22	101	179	280
R7	25	4	57	175	6	45	3	22	8	13	4	5	7	8	19	41	129	313	442

※「家出等」には無断外泊、深夜徘徊を含む ※「その他」は薬物乱用、不健全娯楽、建造物侵入、火遊び等

問題行動の経年推移<グラフ1>



### (1) 傾向

- 問題行動の発生件数は、全体として442件発生し、令和6年度と比較すると162件、57.9%増加している。小学校は129件発生し、前年度と比較して28件、27.7%増加した。中学校は313件発生し、134件、74.9%増加している。特に中学校での増加が顕著である。
- 小学校、中学校ともに「粗暴」の件数が最も多く、特に中学校では大幅に増加している。小学校では全体の41.9%、中学校では54.9%を占めている。
- 「粗暴」とは、対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊、授業妨害等が該当する。生徒間暴力が件数としては最も多くなっている。
- 小学校では「粗暴」に次いで「窃盗」が多く、25件、19.3%となった。中学校では「家出等」が多く、45件、14.3%となり、前年度比でも2倍を超える件数となった。
- 「携帯電話の誹謗等ネットのトラブル」は件数としては増加していないが、SNSによるつながりが、家出や飲酒喫煙、金銭トラブル等、多くの問題行動のきっかけになっているケースが散見される。

### (2) 対応 (□：教育委員会、○：学校)

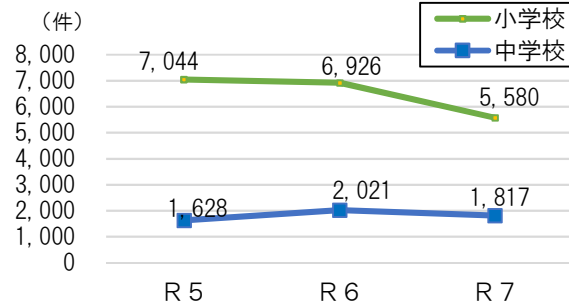
- 【新規】刑法上少年としての取扱いが変わる中学生にも対象を拡大し遵法教室を実施 (R7：4校実施)。
- 【拡充】医療、福祉等の専門機関との接続のために、積極的なスクールソーシャルワーカー (SSW) の活用を促進。(市内SSW R6：20人、R7：21人、R8：22人)
- 【継続】家出、性非行に係る悩みや不安へ早期対応するために、スクールカウンセラー (SC) やSSW、警察との積極的な連携を促進。(市内SC R6：65人、R7：65人、R8：68人)
- 【継続】児童生徒対象の遵法教室の実施 (実施校数 R5：24校 R6：43校 R7：49校)。
- 【継続】ネットパトロール事業や情報モラル講座 (青少年育成センター) の活用によるSNSに起因するトラブルの未然防止や早期発見。
- 【継続】組織的な生徒指導體制を構築及び継続的な児童生徒の規範意識を高める教育活動の実践。
- 【継続】問題行動を行った児童生徒の発達特性や家庭背景等の背景要因の理解。

## 2 いじめ

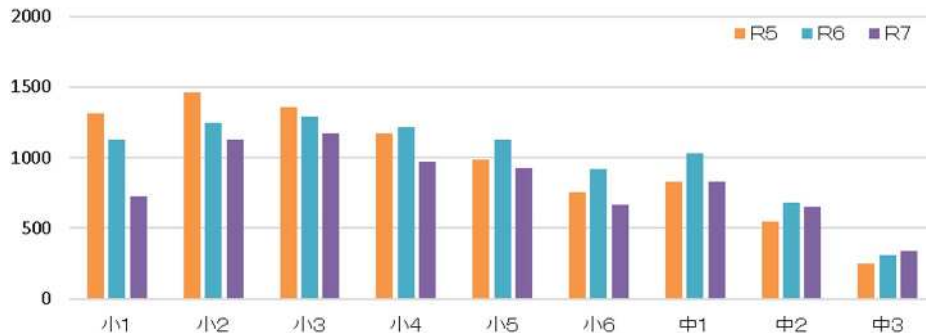
いじめの状況〈表2〉

項目 校種	認知件数（件）		認知件数（人）	
	小	中	小	中
R5	7,044	1,628	4,600	1,239
R6	6,926	2,021	4,531	1,561
R7	5,580	1,817	3,687	1,412

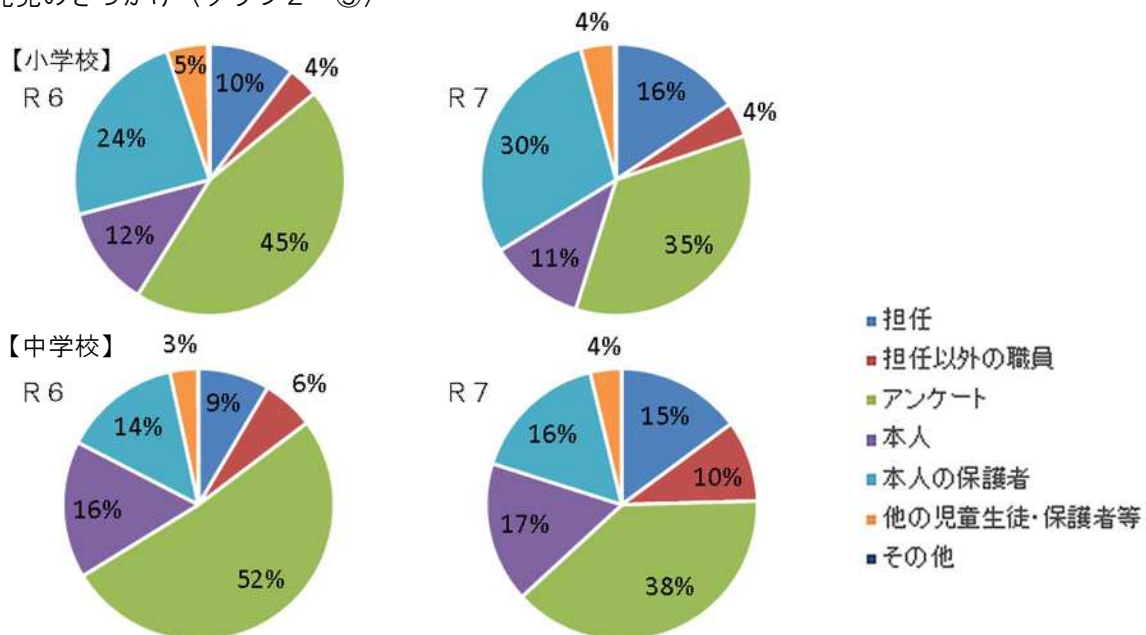
いじめ認知件数（件）の経年推移（グラフ2-①）



いじめ認知報告件数の学年別推移〈グラフ2-②〉



発見のきっかけ〈グラフ2-③〉



### (1) 傾向

- ・ 認知件数（件）は、全体で1,550件、17.3%減少している。小学校では前年度と比較して1,346件、19.4%減少し、中学校では204件、10.1%減少している。学年別の傾向としては、小学校では全学年、中学校では3年生以外が減少している。
- ・ いじめの発見のきっかけは「アンケート」による発見が小学校で35%、中学校で38%と最も多く、定期的なアンケートの実施がいじめの早期発見、早期対応につながっている。
- ・ 小学校、中学校ともに「担任」「担任以外」「本人の保護者」による発見割合が増加しており、教職員による日常的な見取りや家庭との連携による早期発見、早期対応の体制が進んでいることが伺える。
- ・ いじめの態様については、小中学校ともに「冷やかしからい」が最も多く、（小学校40.4%、中学校52.0%）次いで「軽くぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」行為が大きな割合を占めている。（小学校30.9%、中学校15.9%）

(2) 対応 (□：市教委、○：学校)

- 【**拡充**】 「いじめ対応の手引き」の未然防止、早期発見・対応等を改訂し、学校現場でのいじめ防止対策における取組の充実化。
- 【**継続**】 発達支持的生徒指導及び課題未然防止教育を目的とした「いじめ対策コーディネーター研修」を実施。
- 【**継続**】 「法令等を遵守した対応」、「組織での対応」等組織的対応のトップとなる市立小中学校の全校長を対象とした「校長いじめ対応研修」を実施。
- 【**継続**】 市立全小中高等学校への訪問し「学校いじめ防止基本方針」に基づいたいじめ防止対策について点検、助言及びいじめの未然防止のための具体的な方策について確認。
- 【**継続**】 学校がいじめを認知する毎、教育委員会に報告することで、初期段階から学校に対し適切な支援・指示。
- 【**継続**】 ネットパトロール事業の活用や情報モラル教育の充実によるSNS上でのいじめの未然防止や早期発見。
- 【**継続**】 保護者用いじめリーフレットをデータまたは紙面にて配布し、「いじめの定義」や「いじめの理解」、「学校や家庭の役割」等について周知。
- 【**継続**】 「学校いじめ防止基本方針」、「いじめ対応の手引き」を活用した教師と児童生徒の信頼関係の構築や学級・学校風土づくり。
- 【**継続**】 はままついじめアンケートを中心とした児童生徒の心の声を拾う機会を増やす等、いじめを訴えやすい相談体制の構築。
- 【**継続**】 「校内いじめ対策委員会」を機能させた組織的対応。

いじめの定義

「いじめ」とは、学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 平成 25 年 6 月 制定】

### 3 不登校

不登校児童生徒の状況<表3>

項目校種		R 5	R 6	R 7
不登校児童生徒数 ( )内は一度も出席し なかった児童生徒数	小	1,067人 ( 19人 )	1,178人 ( 19人 )	1,281人 / 38,329人 ( 31人 )
	中	1,630人 ( 52人 )	1,563人 ( 29人 )	1,574人 / 19,820人 ( 37人 )
	計	2,697人 ( 71人 )	2,741人 ( 48人 )	2,855人 / 58,149人 ( 68人 )
不登校児童生徒の 割合	小	2.65%	2.99%	3.34%
	中	8.12%	7.88%	7.94%
	計	4.47%	4.63%	4.91%
継続数	小	465人	551人	692人
	中	919人	877人	952人
	計	1,384人	1,428人	1,644人
新規数	小	602人	627人	589人
	中	711人	686人	622人
	計	1,313人	1,313人	1,211人

校内まなびの教室の開設校数<表4>

	R 5	R 6	R 7
小学校開室数	10	13	19
中学校開室数	35	37	41
合計開室数	45	50	60

校内まなびの教室の利用者数<表5>

	R 5	R 6	R 7
小学校利用者数	94	135	173
中学校利用者数	494	556	570
合計利用者数	588	691	743

校外まなびの教室の開設数と入級者数<表6>

	R 5	R 6	R 7
開設数(カ所)	10	10	11
入級者数	248	267	291
体験者数	106	202	226
合計(延べ)	354	469	517

#### (1) 傾向

- ・ 不登校児童生徒数は2,855人で、全児童生徒の4.91%となった。校種別では、小学校が103人増加、中学校が11人増加しており、依然として中学校の割合が高いものの、小学校での増加が顕著となった。
- ・ 前年度から不登校が継続している人数は前年度比で216人増加し、年間を通じて一度も登校しなかった児童生徒数も20人増加した。一方で、新たに不登校となった人数は102人減少していることから、新規の発生は抑えられつつあるものの、一度不登校になるとその状況が長期化・固定化する傾向が見られる。
- ・ 令和5年度から令和7年度にかけて、中学校が56人減少している一方、小学校は214人増加している。小学校における不登校児童数が増加していることから、不登校が若年化している傾向にあると考えられる。
- ・ 令和7年度に校内まなびの教室を新たに10校開設し、利用者数が52人増加した。また、校外まなびの教室も新たに1カ所開設し、毎年入級者と体験者が増加している。

(2) 対応 (□: 市教委、○: 学校)

- 【新規】教育委員会と学校の連携を強化するため、不登校児支援事業を教育支援課から指導課に移管。
- 【新規】適切な初期対応を講じるため、年間欠席数が30日に満たない不登校傾向にある児童生徒の状況把握。
- 【新規】まなびの支援コーディネーターによる組織的・計画的な支援体制の構築。
- 【新規】学びの多様化学校設立へ向けた有識者会議設置による検討の開始。
- 【拡充】指導課全校訪問により不登校支援の実態を把握し、実態に基づいた未然防止と初期対応に関する取組を推進。
- 【拡充】各学校に多様な学びの場を確保するため、校内まなびの教室を10校増設。
- 【継続】各学校が自校の課題に応じた支援策や指針を検討しやすいよう、アセスメントシートの活用を促進。
- 【継続】安心して登校できる学習環境を整えるため、親和的な学校風土の醸成。
- 【継続】日頃から児童生徒の様子を確認し、教育相談等を通して個々の状況を把握。
- 【継続】医療、福祉等の専門機関との接続のため、積極的なSSWやSCの活用。

不登校とは

文部科学省の調査では、年度内に30日以上欠席した児童生徒数を理由別に調査しています。そのうち「不登校」には、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）」と定義されています。

【文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」より抜粋】